

調書(決定)

事件の表示平成 19 年(行ツ)第 258 号

平成 19 年(行ヒ)第 279 号

決定日 平成 19 年 12 月 13 日

裁判所.最高裁判所

第一小法廷

当事者等 当事者目録記載のとおり

原判 決の表示東京高等裁判所平成 18 年(行コ)第 4.3 号(平成 19 年 6 月 27 日判決)

裁判官全員一致の意見で,次のとおり決定。

第 1.主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第 2 理由

1 上告について

民事事件について最局裁判所に上告をすることが許されるのは,民訴法 312 条 1 項又は 2 項所定の場合に限られるところ,本件上告理由は,理由の不備をいうが,その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって,明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば,本件は,民訴法 318 条 1 項により受理すべきものとは認められない。

平成 19 年 12 月 13 日

最高裁判所第一小法廷,裁判所

当事者目録

書記官宮下裕章

同訴訟代理人弁護士

同指定代理人

西日本旅客鉄道株式会社

中央労働委員会

ジェーアール西日本労働組合